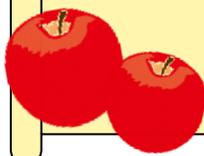


東京圏から青森県への移住・就業で 最大100万円を支給します！



青森県へのU I Jターン促進・中小企業における人手不足解消のため、青森県と県内市町村が共同して、移住支援金を支給するものです。※予算の上限に達した場合、申請の受付を締め切る場合があります。

1. 支給金額

単身での移住：60万円 世帯での移住：100万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算。（一部の市町村に移住した場合を除く。）

2. 支給対象者

支給対象となる方は、（1）共通要件（①移住元・②移住先の両方）に加え、（2）就業要件のいずれかを満たす方となります。

（1）共通要件

①移住元	住民票を移す直前の10年間のうち、 通算5年以上（直近1年間は連続） 、 東京23区内に在住 していたこと又は 東京圏 （東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県（条件不利地域を除く））に 在住し、東京23区内に通勤 していたこと。
②移住先	・申請時において 転入後1年以内 であること。 ・申請後 5年以上継続して青森県内に居住する意思 があること。
③その他	過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。

（2）就業要件

就業要件は市町村により異なります。また、本事業の対象者としていない市町村もありますので、**移住先の市町村担当課に直接ご確認ください。**

①対象求人就業した方	マッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方。（求人・就業には条件があります）
②専門人材に該当する方	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。（就業には条件があります）
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。 【令和7年4月1日以降に転入した方】上記に加え下記要件を満たすことが必要です。 原則、恒常的に通勤しないこととし、かつ 週20時間以上 テレワークを実施すること。
④関係人口に該当する方	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する方のうち、市町村が本事業における関係人口と認める方。
⑤起業した方	起業支援金の交付決定（審査有）を受けた方。

3. 申請方法

申請書、必要書類を移住先の市町村に提出してください。

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の子育て加算の金額や申請できる期間は市町村により異なります。必ず転入前に転入先の市町村へ直接お問い合わせください。

各市町村担当課の連絡先、制度の詳細は県ホームページから ➡



お問い合わせ先

青森県子ども家庭部 若者定着還流促進課 TEL：017-734-9174 E-mail：wakamono@pref.aomori.lg.jp